

戦後 80 年の節目に沖縄の基地負担軽減のための法整備を求める意見書

2025 年 8 月 15 日、日本は戦後 80 年の節目を迎えた。1945 年の沖縄戦では、住民を巻き込んだ激しい地上戦が行われ、当時の沖縄県民の約 4 人に 1 人が犠牲となり、軍人、民間人あわせて 20 万人余の尊い命が失われた。戦後、沖縄は本土から切り離され、27 年間の米軍統治を経て 1972 年に本土復帰を果たした。しかし現在に至るまで、国土のわずか 0.6% しかない沖縄に在日米軍専用施設の約 70% が集中し、著しい不均衡が続いている。

安全保障政策のあり方にはさまざまな議論が存在するが、いずれの立場に立つとしても、憲法 14 条が定める「法の下の平等」の基本原則は、国家運営の基盤である。沖縄に過度に在日米軍専用施設が集中している状況は、この原則との整合性の観点から是正すべきものであり、国として適切な対応が求められる。

戦後 80 年という節目にあたり、日米政府の沖縄における在日米軍専用施設負担の不均衡を是正し、国が責任を持って、沖縄の基地負担軽減を進めるため、法的枠組みを国において整備することが必要である。よって本議会は、沖縄県民の民意と地域の安全を尊重しながら、段階的かつ着実に基地の整理・縮小を進めるため、「沖縄基地縮小促進法（仮称）」の制定を国会に求める。

この法律は、沖縄に集中する在日米軍施設の縮小を体系的に進めるとともに、地域社会の安全、環境保全、住民生活の安定を確保するために必要な措置を国の責任において講じるものでなければならない。また、基地の整理に伴う跡地利用や地域振興においては、地方自治と地域の意思を最大限尊重するとともに、住民の安心と平和的環境が損なわれないよう配慮されたい。

よって、本町議会は以下のとおり要請する。

記

1. 沖縄県民の民意と地域の安全を尊重しながら、基地の整理・縮小を体系的に進める「沖縄基地縮小促進法（仮称）」を国会で制定すること。
2. 上記の法に基づく取り組みにおいては、地方自治の本旨に則り、住民の安全と平和的な生活環境、環境保全に十分配慮しつつ、国の責任で計画的に実施すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 7 年 1 月 25 日

沖縄県中頭郡北谷町議会議長 仲地 泰夫

あて先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 防衛大臣 外務大臣
内閣官房長官（沖縄基地負担軽減担当）